平成２８年（フ）第４９号
新潟県新発田市城北町１丁目10番20号　春光荘　101、前住所新潟市秋葉区さつき野３丁目９番16号
債務者　塚野　由佳（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第７５３号
京都市伏見区淀際目町327番地の10
債務者　小谷　拓人
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７６８号
京都市中京区壬生西土居ノ内町29番地
債務者　澤村　　航
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８４８号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠113
債務者　増井　ヱリ
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５１号
京都市右京区西院六反田町21番地　アメニティー京都一番館１Ｋ号室
債務者　山高　理沙
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
兵庫県赤穂市北野中89番地１ソレイユＡ202、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区中島767番地１
債務者　浦上　和也
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿170番地３　貝藤商会社宅
債務者　井上　勝則
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４４３号
広島市中区榎町１番23－303号　ファイブコーポ
債務者　橋本優梨香
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０８号
広島市南区南蟹屋１丁目７番18－402号
債務者　山本　美香
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６２号
（住民票上の住所）香川県丸亀市飯山町東坂元1501番地　県営飯山団地　１Ｌ－10－１号
債務者　北川　仁美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１０号
福岡市博多区比恵町11番７号
債務者　池田てる子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３２１号
福岡市南区柳河内１丁目９番17号
債務者　古賀　正秀
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３３８号
福岡市中央区清川２丁目10番15－203号
債務者　軸丸　光代
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７７号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目30番79－43号
債務者　紀　　翔太
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
鹿児島県日置市東市来町伊作田7078－１（ケアハウス光の海）、住民票上の住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺２丁目107番地２
債務者　池田ヱツ子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
茨城県稲敷市角崎168－11、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市2923番地４
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
茨城県取手市藤代南３丁目６番地12
債務者　田中　邦彦
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係